

## 2 . 有害大気汚染物質のモニタリング状況

### 1 目的

大気汚染防止法第 18 条の 23 第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、有害大気汚染物質による大気汚染の状況を監視するため、測定を実施しました。同法第 24 条の規定に基づき、測定結果を公表します。

2 測定期間 : 平成 24 年 4 月 ~ 平成 25 年 3 月

### 3 測定内容等

#### 測定地点

次の 6 地点で、毎月 (年 12 回) 測定しました。

- 一般環境 : 揚土局 (平字揚土) 四倉局 (四倉町狐塚)  
中央台局 (中央台鹿島一丁目) 常磐局 (常磐湯本町栄田)
- 発生源周辺 : 中原局 (小名浜中原)
- 沿道 : 平局 (平字正内町)

#### 測定項目 (表 - 1 参照)

大気汚染に係る環境基準が定められているベンゼン等 4 物質、指針値が定められているアクリロニトリル等 8 物質及びその他 4 物質の計 16 物質を測定しました。

### 4 測定結果の概要

各地点及び各物質における測定結果は、表 - 2 に示すとおりです。

ベンゼン (揚土局、四倉局、中央台局及び平局で測定)  
年平均値は  $0.55 \sim 1.1 \mu\text{g}/\text{m}^3$  の範囲となり、環境基準値 ( $3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) を下回りました。

トリクロロエチレン (揚土局、四倉局及び中央台局で測定)  
年平均値は  $0.057 \sim 0.12 \mu\text{g}/\text{m}^3$  となり、環境基準値 ( $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) を下回りました。

テトラクロロエチレン (揚土局、四倉局及び中央台局で測定)  
年平均値は  $0.011 \sim 0.018 \mu\text{g}/\text{m}^3$  となり、環境基準値 ( $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) を下回りました。

ジクロロメタン (揚土局、四倉局及び中央台局で測定)  
年平均値は  $0.66 \sim 0.92 \mu\text{g}/\text{m}^3$  の範囲となり、環境基準値 ( $150 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) を下回りました。

#### 指針値が設定されている項目

指針値が設定されているアクリルニトリル等 8 物質のうち、ヒ素及びその化合物については、中央台局 ( $13 \text{ng}/\text{m}^3$ ) 及び中原局 ( $15 \text{ng}/\text{m}^3$ ) の 2 地点で指針値 ( $6 \text{ng}/\text{m}^3$ ) を超過しました。その他の 7 物質については、すべての地点で指針値を下回りました。

環境基準及び指針値が設定されていない項目

アセトアルデヒド等4物質については、環境基準及び指針値が設定されていませんが、測定値の年平均値を「平成23年度大気汚染状況について(有害大気汚染物質モニタリング調査結果)(環境省水・大気環境局)」と比較すると、すべてこれらの濃度範囲内となりました。

表-1 測定項目

	測定項目	主な用途	測定地点					
			一般環境				発生源 周辺	沿道
			揚土局	四倉局	中央台局	常磐局	中原局	平局
1	ベンゼン	合成樹脂の原料等						
2	トリクロロエチレン	金属の脱脂、洗浄等						
3	テトラクロロエチレン	金属の脱脂、洗浄等						
4	ジクロロメタン	金属の脱脂、洗浄及び溶剤等						
5	アクリロニトリル	アクリル繊維、合成ゴム等						
6	塩化ビニルモノマー	ラップ等の原料						
7	クロロホルム	農薬、医薬品の溶剤、代替フ ロンの原料						
8	1,2-ジクロロエタン	洗浄剤、医薬品や農薬の溶剤						
9	水銀及びその化合物	温度計、電極、歯科アマルガ ム						
10	ニッケル化合物	メッキ剤、触媒						
11	1,3-ブタジエン	合成ゴム、樹脂等の原料						
12	ヒ素及びその化合物	塗料の顔料、ガス脱硫剤						
13	アセトアルデヒド	染料、合成樹脂製造原料等						
14	トルエン	有機合成原料、塗料、溶剤						
15	ベンゾ(a)ピレン	コールタール等に含有						
16	ホルムアルデヒド	樹脂、農薬等の原料						

表 - 2 測定結果

(単位： は ng/m<sup>3</sup>、それ以外はμg/m<sup>3</sup>)

	測定項目	測定地点						環境基準値等	全国平均値(濃度範囲)
		一般環境				発生源周辺	沿道		
		揚土局	四倉局	中央台局	常磐局	中原局	平局		
1	ベンゼン	0.69	0.55	0.74			1.1	3	一般環境 1.0 (0.33-2.0) 沿道 1.4 (0.63-2.5)
2	トリクロロエチレン	0.12	0.057	0.10				200	一般環境 0.48 (0.0074-4.2)
3	テトラクロロエチレン	0.018	0.011	0.013				200	一般環境 0.16 (0.016-0.98)
4	ジクロロメタン	0.92	0.66	0.91				150	一般環境 1.6 (0.32-7.9)
5	アクリロニトリル	0.029						2	一般環境 0.063 (0.0058-0.72)
6	塩化ビニルモノマー	0.012						10	一般環境 0.044 (0.0023-0.97)
7	クロロホルム	0.15						18	一般環境 0.19 (0.048-0.57)
8	1,2-ジクロロエタン	0.13						1.6	一般環境 0.14 (0.058-0.45)
	水銀及びその化合物	5.5						40	一般環境 2.1 (0.74-4.6)
	ニッケル化合物	1.5						25	一般環境 3.6 (0.57-16)
11	1,3-ブタジエン	0.044					0.11	2.5	一般環境 0.11 (0.0089-0.53) 沿道 0.20 (0.055-0.70)
	ヒ素及びその化合物	4.6	2.9	13	4.6	15		6	一般環境 1.2 (0.19-6.9) 発生源周辺 2.8 (0.18-34)
13	アセトアルデヒド	1.2					1.4		一般環境 2.2 (0.45-7.9) 沿道 2.4 (1.1-7.0)
14	トルエン						4.6		沿道 11 (1.4-26)
	ベンゾ(a)ピレン						0.075		沿道 0.24 (0.043-0.80)
16	ホルムアルデヒド	2.1					2.5		一般環境 2.4 (0.38-6.8) 沿道 2.8 (0.36-6.1)

(注) 1 環境基準 (No.1~4の測定項目)

環境基本法に基づき設定される人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準であり、年平均値で評価します。

2 指針値 (No.5~12の測定項目)

有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合を含め検討された環境中の有害大気汚染物質による健康リスク低減を図るための指針となる数値であり、年平均値で評価します。

3 全国平均値及び濃度範囲は、「平成 23 年度大気汚染状況について(有害大気汚染物質モニタリング調査結果)(環境省水・大気環境局)」によるものです。